平成２３年（フ）第２６号
奈良県宇陀市榛原区萩原264番地の５、前住所奈良県奈良市都祁吐山町2634番地
債務者　上平　芳久
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
奈良県葛城市忍海429番地４
債務者　橘　　あい
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
奈良県磯城郡田原本町大字大木113番地の６、前住所奈良県生駒市本町13番28―106号
債務者　金澤　雅子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
奈良県橿原市栄和町12番地の15
債務者　中谷　育代
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
奈良県大和高田市東中１丁目12番８号
債務者　西村トミ子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
長崎県長崎市片淵３丁目８番24号　寿アパート５号
債務者　竹村みどり（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
秋田県横手市朝日が丘３丁目13番11号　市営住宅１―102
債務者　阿部　昌子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２２号
愛知県一宮市佐千原字南切野４番地１　県営一宮北住宅１棟203号
債務者　丸川　雅敏
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３７号
愛知県岩倉市石仏町京伝杁578番地２
債務者　島田美智子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１８号
三重県伊勢市二見町溝口281番地16
債務者　西村　裕介
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３号
静岡県掛川市水垂1116番地の12
債務者　川岸　由典
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第７１２号
愛知県豊田市浄水町原山１番地101、住民票上の住所愛知県豊田市田茂平町井ノ口117番地
債務者　三宅　鐘行
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９号
愛知県刈谷市泉田町大久屋37番地２　スプリングテラス103号
債務者　今村　繁喜
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２号
大分県竹田市大字玉来1218番地　市営玉来第１団地120号
債務者　岩崎めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１３８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地38棟203号
債務者　伊藤　澄子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５号
東京都小平市花小金井５丁目46番16号第１石井ハイツ106号
債務者　曽我　理英
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部